

議会運営委員会会議録

平成18年9月20日(水)

(開 会) 09:45

(閉 会) 14:34

○ 委員長

只今から議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「台風13号に係る被害状況等の報告」について執行部から報告したい旨の申し出がっておりますので、発言を許します。

総務部長。

○ 総務部長

去る9月17日に北部九州に上陸いたしました台風13号に係る被害状況等につきまして、本会議で報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に本件の取り扱いについて、事務局に説明させます。議会事務局議事課長。

○ 議事課長

ただいま執行部から説明がありました。

「台風13号に係る被害状況等の報告」につきましては、本日の本会議開会後の冒頭に報告を受けていただいております。以上でございます。

○ 委員長

本件の取り扱いについては事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。後の案件につきましては、本会議終了後に開会いたしますので、よろしくお申し上げます。

休 憩 9:46

再 開 14:17

○ 委員長

それでは、委員会を再開いたします。

お諮りいたします。木下委員から他行のため、只今からの委員会を欠席する旨の届け出がっております。本委員会といたしまして、木下委員の代わりに高取議員に委員外議員として、出席を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。高取議員、委員席にどうぞ。「決算特別委員会委員の人選及び設置時期」について、事務局に説明させます。議会事務局議事課長。

○ 議事課長

平成17年度決算特別委員会委員につきましては、お手元に配付しておりますとおり、各会派間で調整がなされたうえで、届け出がなされております。

22日の本会議において、決算認定議案の追加提案理由説明、質疑、委員会付託の際、特別

委員会設置を諮っていただき、特別委員の選任につきましては、飯塚市議会委員会条例第8条の規定により、議長が会議にはかって指名することになっておりますので、届け出の議員を議長において指名していただいております。

なお、22日、当日は、委員の選任が決定次第、正副委員長との互選が行われますので、併せて報告いたします。以上でございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「決算特別委員会委員の人選及び設置時期」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「決算特別委員会委員の人選及び設置時期」については、そのように決定いたしました。

次に、「追加議案」についての説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長

本定例会に追加して提出いたします議案について、ご説明いたします。お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。

議案第119号の「飯塚広域市町村圏事務組合の解散」及び議案第120号の「同組合の解散に伴う財産処分」は、本市、嘉麻市、桂川町で設置しております飯塚広域市町村圏事務組合を、平成19年3月31日限りで解散し、愛生苑を含む全ての財産を飯塚市に帰属させる協議につきまして、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

認定第13号の「平成17年度飯塚市一般会計歳入歳出決算」から、認定第54号の「平成17年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算」までの42件の認定議案は、平成17年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

報告第33号でございますが、交通事故に係る損害賠償について、専決処分を行いましたので、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会について」事務局に説明させます。議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

只今、説明のありました追加議案2件、追加認定議案42件につきましては、9月22日の本会議で、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあと、議案第119号及び120号の2件は総務委員会に、認定第13号から認定第54号までの42件につきましては、先ほどご説明いたしました決算特別委員会に付託していただいております。

また、報告第33号につきましては、最終日に報告質疑と考えております。以上でございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明

のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「会議予定変更案について」事務局に説明させます。議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

お手元に配付しております「平成18年第4回飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。会議予定の変更でございますが、先ほどお諮りしました「台風13号に係る被害状況等の報告」及び「追加議案第119号」並びに「120号」の2件を20日から22日の日程に、また、追加されました報告第33号を10月4日最終日の会期日程に追加しております。

なお、一般質問につきましては、本日5人、明日6人の2日間で行っていただき、22日につきましては、本会議開会后、厚生委員長の委員長報告、上程議案の質疑、委員会付託、追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託ののち、決算特別委員会の設置、委員選任、正副委員長互選、発表という議事日程を予定いたしておりますので、併せて報告させていただきます。以上でございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします「会議予定変更案」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「会議予定変更案」については、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について事務局から報告させます。議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第112号土地の取得について(三軒屋工場団地線道路敷用地)について、共産党の林由美子議員より質疑通告がっておりますので、報告いたします。

なお、その他の議案につきましては、質疑通告がっておりませんので、22日に行われる議案に対する質疑の際、議長において「質疑通告がおりませんので、質疑を終結いたします。」という議事進行となりますので、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

「議案に対する質疑通告」については、ご了承をお願いいたします。

次に、「議員提出議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

お手元に配付しておりますとおり提出された意見書(案)が3件ございます。案件に記載の(1)の「乳幼児・障がい者・母子家庭医療実施に伴う国庫負担金削減に関する意見書(案)」及び(2)の「集配局の廃止再編計画に反対する意見書(案)」の2件は、日本共産党の川上委員から、(3)の「教育基本法「改正」の慎重審議を求める意見書(案)」は竹伯会の木下委員から提出されております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

事務局の説明が終わりましたので、「乳幼児・障がい者・母子家庭医療実施に伴う国庫負担金削減に関する意見書（案）」及び「集配局の廃止再編計画に反対する意見書（案）」以上、2件について提出者から補足説明があれば、お願いいたします。川上委員。

○ 川上委員

日本共産党の川上です。まず、「乳幼児・障がい者・母子家庭医療実施に伴う国庫負担金削減に関する意見書（案）」についてであります。これは、ご覧のとおりでありますけれども、この3医療を実施している自治体に対して、国はペナルティーと称して、国庫負担金を削減しています。本市の関係では、書いておりますとおり、2004年度合併前の各市町の削減額、合計いたしますと、約4,000万円となっております。これを削減に着目しまして、国と県に対して、要望してはどうかという主旨であります。その要点は、よって以降3行に書いておりますので、是非ご賛同いただきますように、よろしくお願いいたします。

続きまして、「集配局の廃止再編計画に反対する意見書（案）」についてであります。日本郵政公社は、2007年10月完全民営化の方向であります。それを前に来年3月までに、ここに書いておりますとおり、1,048の集配局を無集配局とする再編合理化を打ち出しております。既に9月から実施のところも全国的にはあります。本市の関係調べますと、筑穂郵便局と庄内郵便局が来年7月から実施予定となっているということでもあります。もともと、この意見書案つきましましては、議長宛の陳情が議場に配付されておりますけれども、その陳情を受けて日本共産党が一部、本市に関わることを文言を挿入して提出したのとなっております。是非、ご賛同をお願いしたいと思います。

○ 委員長

只今、2件の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

次に、「教育基本法「改正」の慎重審議を求める意見書（案）」について提出者から補足説明があれば、お願いいたします。高取委員。

○ 高取委員

議運の代理でございますが、補足説明をさせていただきます。先の国会で教育基本法の改正については、会期の関係上、継続審査ということで終了いたしました。次期国会では、政府与党として、再度提出するというごさいますので、慎重審議をしていただきたいということで、意見書を提出した次第でございます。我が国には、基本法という名の法が関係省庁にあります。今まで基本法を改正する案が出たのは、一部改正程度ではなかったかと記憶しております。今回は、大きな改正でありますので、政府は別として、国民の理解と合意を得る論議をしていただきたいということで提出いたしました。よろしくお願ひします。なお、意見書の案文について、削除・挿入等については、受け入れる考えもございします。以上でございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。意見書(案)3件については、各会派に持ち帰っていただき、後日の委員会で賛否を確認したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案の取り扱い」については、そのように決定いたしました。なお、意見書(案)については、各会派の賛否を事前に事務局から確認させますので、よろしくお願いいたします。次に、「議員提出議案に対する賛否締切り日」について事務局より説明させます。議会事務局 議事課長。

○ 議事課長

只今、ご審議いただきました意見書案3件につきましては、委員さんがたで各会派お集まりの折りに賛否をご確認いただき、提案されます本会議最終日の2日前、10月2日・月曜日の午後5時までには賛否を報告いただきたいと考えております。以上でございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「議員提出議案に対する賛否締切り日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案に対する賛否締切り日」については、そのように決定いたしました。

なお、各会派の意見書案に対する賛否をお集まりの折りに協議されまして、事務局まで報告いただきますよう、よろしく願いいたします。最後に、その他でございますが、次回の委員会は10月4日・水曜日、本会議最終日の開会前午前9時40分に開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。